



令和2年4月6日
十日町市産業政策課

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、経済活動に大きな影響を与えています。県の制度融資であるセーフティネット資金の「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」の借入事業者に対して、信用保証料補助の上乗せを行います。

- 1 内 容 借入事業者が負担する信用保証料について、1,000万円以下の借入に係る信用保証料の補助率

現行 : 50% → 緊急対策 : 100%
- 2 期 間 令和2年2月28日～令和3年3月31日
(当該特別融資の取扱期間と同様)
- 3 申込先 市内各金融機関

■お問合せ先

十日町市産業観光部産業政策課 商工振興係
担当：和久井冬樹 ☎025-757-3139 (直通)